



熊本県公報

目次

告示			
指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢保健福祉課)	一	
水俣港公有水面埋立て免許	(港湾課)	一	
道路の区域変更	(道路維持課)	二	
道路の供用開始	()	二	
"	()	三	
熊本県重度心身障害児医療費支給事業に対する補助金交付要項を廃止する要項	(障害保健福祉課)	三	
熊本県地下水質保全要綱の廃止	(環境保全課)	三	
漁船保険義務加入に係る指定漁船調査の縦覧	(漁政課)	三	
"	()	四	
"	()	四	
公告	(農村計画課)	四	
土地改良区の定款変更	(一般競争入札の実施)	四	
熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科用図書購入に係る一般競争入札の実施	(私学文書課)	四	

告示

熊本県告示第六十一号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
 平成十四年一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
ゆつき居宅介護支援事業所 熊本市東町四丁目十六番三の百一 号	有限会社 熊岐企画	平成十四年一月十五日

熊本県告示第六十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。
 平成十四年一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 免許を受けた者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目十八番一号
 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷 義子
- 二 免許年月日
 平成十四年一月十八日
 熊本県指令港第十七号
- 三 埋立区域

1 位置

水俣市月の浦字月浜一六一の二地先並びに二五五の二、二五四の二、一四七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先並びに一四七の二、一一六の二、一一五の二、一一四の二、六一の二、六一の六、五四の五六及びこれらの区域に介在する道路、水路地先公有水面

2 区域

次の地点のうち、の地点から の地点とを結んだ線、 の地点からパラメターA "七〇・〇〇メートル、R"八〇・〇五メートルのクロソイド曲線で の地点との

地点を結ぶ北西側のクロソイド弧、の地点から三〇〇度〇九分二秒八〇・〇五メートル地点を円心とする半径八〇・〇五メートルの円周で、の地点と、の地点とを結ぶ東側の円弧、の地点からパラメターA＝七〇・〇〇メートル、R＝八〇・〇五メートルのクロソイド曲線で、の地点と、の地点を結ぶ南東側のクロソイド弧、の地点から、の地点までを順次に結んだ線、の地点から、の地点を結ぶ平成十三年の秋分の満潮位（DL+三・一メートル）における公有水面と陸地の境界線及び、の地点と、の地点を結ぶ平成六年十二月二日付け熊本県指令港第六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+三・四五メートルより決定）により囲まれた区域

の地点 江添四等三角点（北緯三二度一分四〇秒〇四二、東経一三〇度二三分五七秒〇六九。以下「基点」という。）から二四五度四三分〇〇秒一、七八八・五〇メートルの地点。

- の地点 の地点から四四度二分三六秒五三・五八メートルの地点
- の地点 の地点から三八度二分二〇秒四六・〇四メートルの地点
- の地点 の地点から五度五六分三三秒七二・二二メートルの地点
- の地点 の地点から三三三度二八分五六秒四六・〇四メートルの地点
- の地点 の地点から三三七度四七分五二秒二〇・三二メートルの地点
- の地点 の地点から五八度二九分四四秒一六・八七メートルの地点
- の地点 の地点から一八三度五九分二〇秒二八四・一九メートルの地点

3 面積

一万七百九十三・〇八平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

水俣市月の浦字月浜一六一の一、一五五の一、一五四の一、一四七の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地内並びに一四七の一、一一六の一、一一五の一、一一四の一、六一の一、六一の六、五四の五六、五四の四二、五四の四〇及びこれらの区域に介在する道路、水路地内及び地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と10の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 基点から二四三度五八分〇〇秒一、八二三・〇〇メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三五六度〇二分三七秒五八・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三一二度五四分五五秒一二五・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一一度〇二分〇六秒二二〇・〇〇メートルの地点

- 5の地点 4の地点から八五度三七分四〇秒八〇・〇〇メートルの地点
 - 6の地点 5の地点から一五二度〇〇分四三秒一七〇・〇〇メートルの地点
 - 7の地点 6の地点から一九二度三三分〇〇秒七〇・〇〇メートルの地点
 - 8の地点 7の地点から一五三度三九分五〇秒三一・六〇メートルの地点
 - 9の地点 8の地点から二〇九度五五分五秒一〇五・〇〇メートルの地点
 - 10の地点 9の地点から二四四度〇九分三五秒五七・〇〇メートルの地点
- 3 面積
四万九千四百三十六・九七平方メートル
- 5 埋立地の用途
道路用地、緑地用地

熊本県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年一月二十八日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成十四年一月二十八日
熊本県知事 潮 谷 義 子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員延長		備考
			前 (メートル)	後 (メートル)	
主要地方道	熊本 鹿児島線	菊池郡泗水町大字田島字八久保 二二七番一地先から 二二七番 字岡原 二八七二番 地先まで	前 一一・四 後 二二・四	後 二二・八 前 一一・六	単道改

二 区域変更する期日 平成十四年一月二十八日

熊本県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道

路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年一月二十八日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	八代郡東陽村大字河俣字折渡 三九一四番五地先から 同 所 同 字 三九一六番六地先まで	二五六・〇	緊道整

二 供用開始する期日 平成十四年一月二十八日

熊本県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年一月二十八日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	菊池郡合志町大字栄字上生道 三四二一第一地先から 同 所 三六郎 字六郎 一三八〇番三地先まで	五〇五・三	単道改

二 供用開始する期日 平成十四年一月二十八日

熊本県告示第六十六号

熊本県重度心身障害児医療費支給事業に対する補助金交付要項を廃止する要項を次のよ

うに定める。

平成十四年一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県重度心身障害児医療費支給事業に対する補助金交付要項を廃止する要項
熊本県重度心身障害児医療費支給事業に対する補助金交付要項（昭和四十八年熊本県告示第六百四十九号）は、廃止する。

附則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第六十七号

昭和六十三年三月三十一日熊本県告示第二百七十六号の六（熊本県地下水質保全要綱）

は、廃止する。

平成十四年一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第六十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項に規定する同意を求めするため、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定による事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十四年一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 加入区の名称
鍋加入区
- 二 発起人の住所及び氏名
玉名郡岱明町大字鍋二七〇五 二宮 正常
玉名郡岱明町大字鍋一三三二二 吉田 實
玉名郡岱明町大字扇崎八七八 廣田 義治
- 三 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合
鍋漁業協同組合

四 縦覧期間

平成十四年一月二十八日から平成十四年二月十一日まで

五 縦覧場所

鍋漁業協同組合

熊本県告示第六十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項に規定する同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定による事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成十四年一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 加入区の名称

登立加入区

二 発起人の住所及び氏名

天草郡大矢野町大字登立七二二六 磨田 正勝

天草郡大矢野町大字登立四五二二 毛利 隆義

天草郡大矢野町大字登立二二九一七 山下 サダメ

天草郡大矢野町大字登立三三八一 山下 末人

三 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

大矢野町漁業協同組合

四 縦覧期間

平成十四年一月二十八日から平成十四年二月十一日まで

五 縦覧場所

大矢野町漁業協同組合登立支所

熊本県告示第七十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項に規定する同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定による事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成十四年一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 加入区の名称

水俣市加入区

二 発起人の住所及び氏名

水俣市丸島町三丁目三番一号 岩崎 巧

水俣市梅戸町一丁目四番八号 中岡 孝行

三 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

水俣市漁業協同組合

四 縦覧期間

平成十四年一月二十八日から平成十四年二月十一日まで

五 縦覧場所

水俣市漁業協同組合

公 告

熊本県公告第四十二号

玉名郡南関町南関町土地改良区理事長大石駿四郎から平成十三年九月四日付けで申請の定款変更については、平成十四年一月二十一日付けで認可した。
平成十四年一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第四十三号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成十四年一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 競争入札に付する事項

1 調達物品の名称（入札は案件ごとに実施）

熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科用図書（洋書）

熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科用図書（和書）

調達物品及び装備等

入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限

平成十四年三月二十九日

4 納入場所

熊本県立大学附属図書館

5 入札方法

(一) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和三十九年熊本県告示第四百二十号)の規定を準用する。

(三) 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。
入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項のいずれにも該当する者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(一) 過去二営業年度において、国立情報学研究所のNACSIS-CATを用いた、目録所在情報データベース登録作業を伴う圖書の納入実績があること。

(二) 前号の実績がある人員を、熊本県立大学附属図書館に一名以上派遣して受入作業が実施できること。

三 入札手続等

1 担当課

郵便番号八六二一八五〇二

熊本市月出三丁目一番一〇〇号

熊本県立大学事務局総務企画課

電話番号〇九六一三八三二九二九 内線二二五

2 入札説明書の交付期間及び場所

(一) 期間

平成十四年一月二十八日(月)から平成十四年二月八日(金)まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時十五分まで。

(二) 場所

三の1に掲げる場所に同じ。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出期間及び場所

(一) 期間

平成十四年一月二十八日(月)から平成十四年二月八日(金)まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時十五分まで。

(二) 場所

三の1に掲げる場所に同じ。

(三) 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、文書により通知する。

4 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

平成十四年二月十三日(水) 午後二時

(二) 場所

郵便番号八六二一八五〇二

熊本市月出三丁目一番一〇〇号

熊本県立大学管理棟小会議室

(三) 方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

四 その他

1 入札保証金

見積もった金額(消費税及び地方消費税を含む。)の百分の五以上の金額を三の4記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(一) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 入札に参加しようとする者が、過去二箇年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じとする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)(。)

2 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

(一) 当該入札において、契約金額の百分の十以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- (二) 過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 3 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- 4 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 5 その他詳細事項は、入札説明書による。